

水源地域の指定について

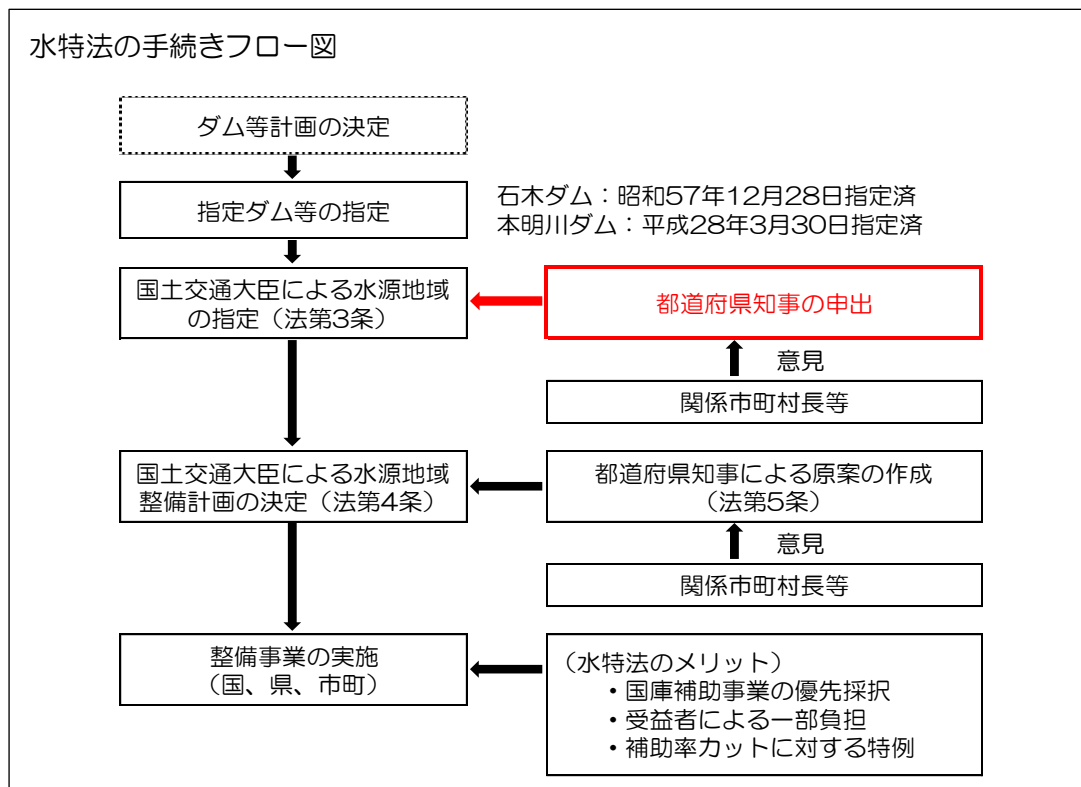
• 「水源地域の指定」とは

水源地域の指定とは、水源地域対策特別措置法（以下、「水特法」）に定められた手続きのひとつで、ダム建設によりその周辺地域の産業基盤及び生活環境等が著しい影響を受けるため、その影響を緩和するため様々な対策を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、対策事業の対象となる地域を指定するものです。

• 水特法に基づく手続きの流れ

石木ダムにおいては昭和57年12月28日、本明川ダムにおいては平成28年3月30日に水特法に基づくダム指定がなされ、その後現在に至るまで国、県、関係市町、地元住民団体、検討委員会等において地域振興策、周辺整備計画が検討されております。

今後は水源地域の指定に続く手続きとして水源地域整備計画の決定を行い、実際の整備事業を実施することとなります。



○石木ダム

1 指定ダムの名称

川棚川水系石木川石木ダム

2 水源地域として指定する地域

長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷、木場郷及び石木郷の区域

3 2の地域を水源地域として指定する理由

石木ダム建設は、県政発展を進めるうえから重要な役割を果す事業であり、長崎県及び佐世保市が建設を進めているところであります。

石木ダムは治水対策とともに上水道用水確保のため計画を進めています
が、水源地域である川棚町岩屋郷、木場郷及び石木郷において住家44戸、
農地等34haの水没が見込まれ、このため周辺地域の生活環境、産業基
盤に著しい影響を及ぼすため、影響を緩和し、地域住民の生活の安定と福
祉の向上を図るため諸施策を強力に推進する必要があります。

○本明川ダム

1 指定ダムの名称

本明川水系本明川本明川ダム

2 水源地域として指定する地域

長崎県諫早市上大渡野町及び富川町の区域

3 2の地域を水源地域として指定する理由

本明川ダム建設は、県政発展を進めるうえから重要な役割を果す事業であり、長崎県も積極的に建設を推進しているところであります。

本明川ダムは治水対策のため計画を進めていますが、水源地域である諫早市上大渡野町及び富川町において住家20戸、農地等39haの水没が見込まれ、このため周辺地域の生活環境、産業基盤に著しい影響を及ぼすため、影響を緩和し、地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため諸施策を強力的に推進する必要があります。